

# 漁業地区及び漁業集落の設定例（青森県平内町）

## 漁業地区とは

センサス開始当初は沿海市町村の行政区域を調査範囲としていたが、現場での水産行政が漁協中心に行われており、昭和38年の沿岸漁業等振興法の施行により沿岸漁業構造改善事業が推進され、施策の計画策定のための地域統計資料が必要とされたことなどから、第3次漁業センサスから漁協の範囲を基本とした漁業地区を設定しており、①海面漁業地域調査の調査範囲、②漁業経営体調査等における表章範囲（集計範囲）として用いている。

## 漁業集落とは

漁業地区の一部において、漁港を核に、利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を第7次漁業センサスより設定を開始

